

第 72 回文化財防火デーに伴う 立入検査及び合同消防訓練を実施します

文化庁と消防庁では、昭和 24 年 1 月 26 日に法隆寺金堂にて発生した火災により国宝の壁画が焼損したことから、毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」と定め、全国で文化財防火運動が実施されています。

堺市においても、令和 8 年 1 月 26 日の第 72 回文化財防火デーに合わせて、文化財愛護の意識向上を図るため、関係機関が連携して立入検査及び合同消防訓練を実施します。

1 期間 令和 8 年 1 月 22 日（木）～1 月 29 日（木）

2 対象 (1) 立 入 検 査 南宗寺ほか市内 31 か所の指定文化財
(2) 合同消防訓練 方違神社ほか市内 5 か所の指定文化財等

3 概要 (1) 文化財課、消防局所轄消防署、電力会社及びガス会社と合同で立入検査を実施

重点指導事項	文化財の周辺環境の整理整頓 文化財の所在及び管理状況の確認 消防用設備等の点検・整備 暖房器具等の火気設備・器具の適正利用 電気設備等の点検・維持管理 避難経路及び避難場所の点検・整備
--------	---

(2) 文化財所有者等が、堺市内の消防署と合同で消防訓練を実施

※立入検査及び合同消防訓練の詳細は、以下の堺市ホームページをご確認ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/shobo/shimin/kasaiyobo/yoboukeihatsu_kasai/bunkazaiboukadei.html

問い合わせ先	(指定文化財に関するご質問)
	担当課：文化観光局 歴史遺産活用部 文化財課 電話：072-228-7198 ファックス：072-228-7228
問い合わせ先	(立入検査及び合同消防訓練に関するご質問)
	担当課：消防局 予防部 予防査察課 電話：072-238-6005 ファックス：072-228-8161